

子ども手当について

平成二十二年四月から「子ども手当」が創設されました。
これに伴い今までの「児童手当」は平成二十二年三月末で終了し、「子ども手当」に代わりました。
子ども手当は、次世代を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するための制度です。
子どもを安心して生み育てることができるようになることを期待します。



平成22年6月から 子ども手当の支給が始まります

対象者について

中学校を卒業するまでの子どもを育てている保護者が対象となります。



平成22年度の申請について

平成二十二年三月三十一日現在、児童手当を受給されていた方については申請の必要はありません。

ただし、中学二・三年生や所得制限によりこれまで児童手当の対象となっていないかつ子どもがいる方は住民福祉課へ申請が必要です。

まだ申請をされていない方は、必ず平成二十二年九月三十日までに行ってください。申請後は、四月までさかのぼって支給されます。

また、子どもが生まれた場合なども申請が必要となります。（詳しくは次ページのQ & Aをご覧ください）

支給額について

平成二十二年度は、中学校を卒業するまでの子ども一人につき月額一万三千元が支給されます。

支給月について

支給月は、年三回（六月・十月・二月）で、前月分までの手当が支給されます。

寄付について

子ども手当の全部または一部を受給しないで、村の子育て支援事業に活かして欲しいという方は寄付をすることができます。

手続きなど、詳しくは住民福祉課へお問い合わせください。



平成22年度分の支給日と支給額（子ども一人につき）

支給日	対象月	総額（月額）
平成22年 6月10日	平成22年2月～ 平成22年3月	児童手当分 対象者のみ
	平成22年4月～ 平成22年5月	26,000円 (13,000円)
平成22年 10月8日	平成22年6月～ 平成22年9月	52,000円 (13,000円)
平成23年 2月10日	平成22年10月～ 平成23年1月	52,000円 (13,000円)
平成23年 6月10日	平成23年2月～ 平成23年3月	26,000円 (13,000円)
	平成23年4月～ 平成23年5月	現時点では未定です



ここが違う！児童手当と子ども手当

	児童手当 (平成22年3月分まで)	子ども手当 (平成22年4月分以降)
所得制限	あり	なし
対象年齢	小学校卒業まで	中学校卒業まで
対象児童一人あたりの手当（月額）	3歳未満と3人目以降...10,000円 上記以外..... 5,000円	一律 13,000円

支給対象児童は、これまでの小学校卒業までから中学校卒業までに拡大されました。

児童手当との違い

Q&A 教えて！

子ども手当

Q 子ども手当の支給を受けるためには、どのような手続きが必要ですか？

A 子ども手当の支給を受けるためには住民福祉課へ申請が必要です。公務員の場合は、勤務先へ申請してください。



Q 現況届を提出する必要があるですか？

A 必要です。対象者には六月上旬に現況届を送付します。六月三十日までに提出してください。ただし、平成二十二年四月一日以降に認定請求書または額改定認定請求書を提出している方については、平成二十二年度の

現況届の提出は必要ありません。

Q 他市区町村に転居した場合、新たに子ども手当の申請は必要ですか？

A 必要です。転居先の市区町村で申請が必要となります。

Q 子どもが生まれた場合は、どのような手続きが必要ですか？

A 住民福祉課へ「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。（他の子どもが既に受給対象となっている場合は、「子ども手当額改定認定請求書」の提出が必要です）

原則として、申請のあった月の翌月から手当が支給されます。



問い合わせ先

住民福祉課福祉保険班

TEL 六四 一四七二